

千葉県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、別添のとおり千葉市長職務代理者千葉市副市長から通知がありましたので、公表します。

平成21年6月3日

千葉県監査委員	古川光一
同	大島有紀子
同	三須和夫
同	西巻義通

21千総総第1239号

平成21年5月26日

千葉市監査委員 様

千葉市長職務代理者

千葉市副市長 藤 代 謙 二

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成13年監査報告第1号、平成15年監査報告第11号、平成17年監査報告第12号、平成18年監査報告第1号、平成19年監査報告第1号・第3号・第5号、平成20年監査報告第1号・第9号・第10号及び平成21年監査報告第1号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

報告書番号 19監査報告第3号
監査の種類 財政援助団体等監査
監査の結果

1 管理運営業務の評価を実施すべきもの（保健福祉局健康部）
（公の施設：千葉市斎場）

指定管理者制度導入に係る指針（平成16年7月1日施行）によると、市は指定管理者制度による効果を検証するため、毎年度、管理業務の実施状況や基本協定書に基づく義務の履行状況等の管理運営業務の評価を行い、その結果に応じて、指定管理者に対し適切な指示等を行うこととされている。

しかしながら、市においては、指定管理者が行う管理運営業務の評価を行っていなかったことから実施されたい。

講じた措置

指定管理者が行う管理運営業務に対する市の評価については、事業報告書による管理運営業務の実施状況の確認や実地調査等をもとに、平成19年3月27日に評価を実施し、指定管理者管理運営業務評価書を作成した。

また、平成18年度分からは、指定管理者評価シートにより評価を実施している。

報告書番号 20監査報告第1号
監査の種類 財政援助団体等監査
監査の結果

(1) 財政援助団体

イ 社団法人千葉県観光協会

(ア) 補助金額の算出の基礎を記載した交付申請書等を作成すべきもの

補助金等交付規則第3条によると、補助金等の交付の申請をしようとする者は、交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎等を記載した申請書を市長に提出しなければならないと定めている。

しかしながら、観光協会が市に提出した交付申請書及び実績報告書を確認したところ、補助金の額は記載されているが、その算出の基礎が記載されていなかった。

観光協会においては、補助金額の算出の基礎を記載した交付申請書等を作成する必要があると認められた。

講じた措置

千葉県観光情報センター運営事業補助金の交付申請及び実績報告については、平成20年3月28日に観光コンベンション課長から、社団法人千葉県観光協会に対し、補助金の交付申請及び実績報告の際には、補助金額の算出基礎を記載するよう指導した。

このことにより、同協会においては、平成20年3月31日付で、補助金額の算出基礎を記載した実績報告書を、市長に提出するとともに、平成20年4月1日付で、補助金額の算出基礎を記載した交付申請書を市長に提出した。

報告書番号 20監査報告第1号
監査の種類 財政援助団体等監査
監査の結果

(1) 財政援助団体

ウ 財団法人千葉市教育振興財団

(ア) 補助金額の算出の基礎を記載した交付申請書等を作成すべきもの

補助金等交付規則第3条によると、補助金等の交付の申請をしようとする者は、交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎等を記載した申請書を市長に提出しなければならないと定めている。

しかしながら、教育振興財団が市に提出した交付申請書及び実績報告書を確認したところ、補助金の額は記載されているが、その算出の基礎が記載されていなかった。

教育振興財団においては、補助金額の算出の基礎を記載した交付申請書等を作成する必要があると認められた。

講じた措置

千葉市教育振興財団運営補助金の交付申請及び実績報告については、平成20年3月28日に生涯学習振興課長から同財団に対し、補助金の交付申請及び実績報告の際には、補助金額の算出の基礎を記載するよう指導した。

報告書番号 20監査報告第1号

監査の種類 財政援助団体等監査

監査の結果

(2) 出資団体

イ 財団法人千葉県教育振興財団

(ア) 貸借対照表の作成を適正にすべきもの

平成18年度から適用された公益法人会計基準第2貸借対照表によると、貸借対照表の正味財産の部には、指定正味財産及び一般正味財産のそれぞれについて、基本財産への充当額及び特定資産への充当額を内書きとして記載するものと定めている。

しかしながら、貸借対照表を確認したところ、市から退職給与引当預金支出分として特定の目的のために補助金を受給したのに、これを特定資産への充当額として内書きの記載をしていなかった。

教育振興財団においては、貸借対照表の作成を適正にする必要があると認められた。

講じた措置

千葉県教育振興財団における貸借対照表の作成については、平成20年3月28日に生涯学習振興課長から同財団に対し、適正に行うよう指導した。

このことにより、同財団においては、平成19年度より貸借対照表が適正に作成されている。

報告書番号 20監査報告第1号
監査の種類 財政援助団体等監査
監査の結果

(3) 公の施設の指定管理者

イ 財団法人千葉市教育振興財団

(ア) 個別修繕の実施手続きを適正に行うべきもの（生涯学習センター）

基本協定書第34条第2項によると、教育振興財団は、維持管理計画に記載されていない管理施設の修繕で費用の支出が見込まれるものを実施する必要がある場合は、個別修繕計画書を提出して、当該修繕の実施について教育委員会と協議し、承認を得て実施することとなっており、同条第3項において、前項の規定により実施した個別修繕の結果について、個別修繕実施報告書を教育委員会に提出して報告するものと定めている。

また、同協定書第36条によると、教育委員会及び教育振興財団は、個別修繕を実施しようとする場合は、あらかじめ、費用の負担等について定めるため、協定を締結するものと定めている。

しかしながら、個別修繕に関する支出負担行為伺書等を確認したところ、教育委員会と口頭で協議をし承認を得て実施しているが、個別修繕計画書及び個別修繕実施報告書を教育委員会に提出しておらず、協定も締結していなかった。

教育振興財団においては、個別修繕の実施手続きを適正に行う必要があると認められた。

講じた措置

千葉市教育振興財団における個別修繕の実施については、平成20年3月28日に生涯学習振興課長から同財団に対し、適正に事務手続きを行うよう指導した。

このことにより、同財団においては、平成18年度及び平成19年度に実施した個別修繕について、個別修繕実施報告書を教育委員会に提出した。

また、平成20年度からは、事前に個別修繕計画書を教育委員会へ提出し、教育委員会と協議のうえ文書による承認を得て修繕を実施し、実施後に個別修繕実施報告書を提出することとした。

報告書番号 20監査報告第1号

監査の種類 財政援助団体等監査

監査の結果

(3) 公の施設の指定管理者

イ 財団法人千葉県教育振興財団

(ウ) 収支決算書を適正に作成すべきもの(生涯学習センター)

基本協定書第23条第6項によると、教育振興財団は、毎事業年度終了後30日以内に、事業報告書に管理業務に係る収支決算書を添付して市に提出するものと定めており、収支決算書は、業務内容により指定管理事業と自主事業とに区分されている。

しかしながら、収支決算書等を確認したところ、レストラン等の立替電気使用料を指定管理事業で支出しているが、レストラン等からの立替徴収分を指定管理事業ではなく自主事業の収入としているので、支出の事業と収入の事業が対応していなかった。

教育振興財団においては、収支決算書を適正に作成する必要があると認められた。

講じた措置

千葉県教育振興財団における指定管理業務の収支決算書の作成については、平成20年3月28日に生涯学習振興課長から同財団に対し、適正に行うよう指導した。

このことにより、同財団においては、平成18年度事業報告書の収支決算書を修正するとともに、平成19年度事業報告書から収支決算書を適正に作成することとした。

報告書番号 20監査報告第10号

監査の種類 財政援助団体等監査

監査の結果

(1) 財政援助団体

ア 千葉県献血推進協議会

(ア) 補助金の交付条件を遵守すべきもの

献血推進協議会運営補助金交付要綱第6条によると、補助金の交付条件として、補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないとされている。

しかしながら、献血推進協議会では、献血者へ配布する記念品に係る報償費の増加などにより経費の配分の変更が生じたにもかかわらず、あらかじめ市長の承認を受けることなく補助事業を完了し、実績報告書を提出していた。

献血推進協議会においては、補助金の交付条件を遵守し、事務処理を適正に行われたい。

講じた措置

献血推進協議会運営補助金の執行については、平成20年11月26日に健康医療課長から、献血推進協議会に対し、補助事業の執行計画等を変更する場合には、補助金の交付条件に基づき、事前に市長の承認を受けるよう指導した。

このことにより、同会においては、平成21年2月16日付けで、平成20年度補助事業の内容及び経費の配分の変更に伴う市長の事前承認を受けるため、運営事業変更承認申請書を市長に提出した。

報告書番号 20監査報告第10号

監査の種類 財政援助団体等監査

監査の結果

(1) 財政援助団体

イ 千葉市保育協議会

(ア) 出納事務の責任者を明確にすべきもの

保育協議会の出納事務は、各区会及び委員会に予算を配分し、それぞれが物品購入等を行い、相手方から領収書を徴し、これを役員である会計が取りまとめる方法で行っている。

しかしながら、保育協議会では、各区会及び委員会が物品購入等を行う際に会としての意思決定を行ったことを示す書類を作成していないので、出納事務の責任者が明確でなかった。

保育協議会においては、出納事務を適正に行うために、意思決定を示す書類を作成するとともに、出納事務の責任者を明確にされたい。

講じた措置

保育協議会における出納事務については、平成21年3月6日に、保育課長から同協議会会長に対し、物品購入等の意思決定を示す書類を作成し、出納事務の責任者を明確にするように指導した。

このことにより、同協議会においては、平成21年3月から、出納事務の執行において支出伺を作成し、会長の意思決定を得るよう決裁処理を行うこととした。

報告書番号 20監査報告第10号

監査の種類 財政援助団体等監査

監査の結果

(1) 財政援助団体

イ 千葉市保育協議会

(イ) 補助金の交付条件を遵守すべきもの

保育協議会運営補助金交付要綱第4条によると、補助金の交付条件として、補助事業の内容、経費の配分又は経費の遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないとされている。

しかしながら、保育協議会では、区会活動に要する経費の増加により補助事業の経費の配分の変更が生じたにもかかわらず、あらかじめ市長に承認を受けることなく補助事業を完了し、実績報告書を提出していた。

保育協議会においては、補助金の交付条件を遵守し、事務処理を適正に行われたい。

講じた措置

保育協議会運営補助金の執行については、平成21年3月6日に、保育課長から同協議会会長に対し、補助事業の執行計画を変更する場合には、補助金の交付条件に基づき、事前に市長の承認を受けるように指導した。

報告書番号 20監査報告第10号

監査の種類 財政援助団体等監査

監査の結果

(1) 財政援助団体

ウ 千葉市学校保健会

(ア) 出納事務の責任者を明確にすべきもの

学校保健会の出納事務は、担当者が物品購入等を行い、相手方から領収書を徴し、これを基に帳簿に記載する方法で行っている。

しかしながら、学校保健会では、担当者が物品購入等を行う際に会としての意思決定を行ったことを示す書類を作成していないので、出納事務の責任者が明確でなかった。

学校保健会においては、出納事務を適正に行うために、意思決定を示す書類を作成するとともに、出納事務の責任者を明確にされたい。

講じた措置

学校保健会における出納事務については、平成21年1月13日に、保健体育課長から学校保健会会長に対し、物品購入等の意思決定を示す書類を作成するとともに、出納事務の責任者を明確にするよう指導した。

このことにより、同会においては、平成21年3月から、出納事務の執行において会長の意思決定を得るよう決裁処理を行うこととした。

報告書番号 20監査報告第10号

監査の種類 財政援助団体等監査

監査の結果

(1) 財政援助団体

ウ 千葉市学校保健会

(イ) 現金出納簿を作成すべきもの

学校保健会の出納事務は、担当者が物品購入等を行い、相手方から領収書を徴し、これを基に帳簿に記載する方法で行っている。

しかしながら、学校保健会では、預金通帳等を確認したところ、現金を口座からまとめておろして手持ち現金として保管し、担当者が物品購入等を行った際に使用しているが、現金出納簿を作成しておらず、日々の手持ち現金の確認を行っていなかった。

学校保健会においては、現金の管理を適切に行うために現金出納簿を作成されたい。

講じた措置

学校保健会における出納事務については、平成21年1月13日に、保健体育課長から学校保健会会長に対し、現金の管理を適切に行うために現金出納簿を作成するよう指導した。

このことにより、同会においては、平成21年3月から、現金出納簿を作成し、担当者以外の者が確認し、現金の管理を適正に行うこととした。

報告書番号 20監査報告第10号

監査の種類 財政援助団体等監査

監査の結果

(1) 財政援助団体

ウ 千葉市学校保健会

(ウ) 補助金の交付条件を遵守すべきもの

学校保健会事業補助金交付要綱第5条によると、補助金の交付条件として、補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないとされている。

しかしながら、学校保健会では、事務局費の増加により補助事業の経費の配分の変更が生じたにもかかわらず、あらかじめ市長に承認を受けることなく補助事業を完了し、実績報告書を提出していた。

学校保健会においては、補助金の交付条件を遵守し、事務処理を適正に行われたい。

講じた措置

学校保健会事業補助金の執行については、平成21年1月13日に、保健体育課長から学校保健会会長に対し、補助事業の執行計画等を変更する場合には、補助金の交付条件に基づき、事前に市長の承認を受けるよう指導した。

報告書番号 20監査報告第10号

監査の種類 財政援助団体等監査

監査の結果

(1) 財政援助団体

ウ 千葉市学校保健会

(エ) 経費の負担を適正に行うべきもの(教育委員会学校教育部)

学校保健会は、毎年1回、総会及び講演会を行っている。

しかしながら、19年度の同会の総会及び講演会については、同会を所管する保健体育課名義で会場使用の申し込みが行われ、この会場使用料の請求が保健体育課主催の学校給食指導主任研修等と併せてされたことから、誤って保健体育課が同会の会場使用料を負担していた。

市は、学校保健会との事務区分を明確にし、経費の負担を適正に行われたい。

講じた措置

保健体育課が誤って負担した学校保健会の総会及び講演会に係る会場使用料については、平成21年2月27日に市から学校保健会に対し返還請求を行い、同年3月6日に返還金を受領した。

また、平成20年度からの会場使用の申し込みは、市と学校保健会のそれぞれの名義で行うこととし、適正に経費を負担することとした。

報告書番号 21 監査報告第1号

監査の種類 財政援助団体等監査

監査の結果

(1) 公の施設の指定管理者

ア 財団法人千葉市文化振興財団

(ア) 備品台帳を適正に作成すべきもの（市民会館、若葉文化ホール）

経理規程第43条によると、備品とは、耐用年数が1年以上であり、かつ、取得価格が20,000円以上100,000円未満のものとされており、備品台帳で記録管理をすることになっている。

しかしながら、備品台帳等を確認したところ、平成19年度に購入した備品が台帳に記載されていないものや台帳の取得価格の記載に誤りがあるものが見受けられた。

文化振興財団においては、備品台帳が日々の管理や指定期間終了後の引き継ぎ等の際に必要な書類となることから、備品台帳を適正に作成されたい。

講じた措置

千葉市文化振興財団における備品台帳の作成については、平成21年3月27日に文化振興課長から同財団に対し、適正に行うよう指導した。

このことにより、同財団においては、平成21年3月31日に、備品台帳の確認を行い、台帳が未作成のものについては作成するとともに、記載に誤りのあるものについては訂正を行った。